

○総務省告示第二十六号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和元年五月二十日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

の 正 終

の 正 前

- [1・2 略]
 3 無線設備等
 [一・一の二 略]
 二 電気的特性

- [1・2 同左]
 3 無線設備等
 [一・一の二 同左]
 二 電気的特性

点検の項目	具体的な点検の実施方法等
[1～18 略]	
19 比吸収率	平成25年総務省告示第324号（人体（両手を除く。）における比吸収率の測定方法を定める件）に定める方法により、人体における比吸収率を求める。
20 入射電力密度	平成 年総務省告示 号（人体（両手を除く。）における入射電力密度の測定方法を定める件）に定める方法により、人体における入射電力密度を求める。

点検の項目	具体的な点検の実施方法等
[1～18 同左]	
19 比吸収率	平成25年総務省告示第324号（人体（頭部及び両手を除く。）における比吸収率の測定方法及び人体頭部における比吸収率の測定方法を定める件）に定める方法により、人体における比吸収率を求める。

[注1～注4 略]
 [三 略]

[注1～注4 同左]
 [三 同左]